

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う

関係条例の整理等に関する条例

【議案提出担当課：総務課】

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 宿泊料における地方区分の規定の追加（第1条から第6条関係）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、当該規定を参照していた下記の条例において、当該地方区分を規定します。

- ・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・ 斑鳩町実費弁償条例
- ・ 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ・ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・ 斑鳩町職員の旅費に関する条例

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。